

## 滋賀県地域福祉支援計画について

### 1. 計画策定の趣旨

- 本県が目指す、多様な人々の違いを認め合い、誰もがその人らしく活躍できる共生社会を実現していくための計画として策定します。
- 地域住民の参加・参画と協働による地域づくりを通じた住民自治を進めるための計画として策定します。
- 災害時や感染症の流行時においても、県民の「いのち」と「くらし」を守ることに資する計画として策定します。
- だれ一人取り残さない」という「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の理念を踏まえ、関連する「持続可能な開発目標 (SDGs)」の目標達成に資する計画として策定します。

### 2. 計画の位置づけ

- 社会福祉法第 108 条に基づく計画であり、市町が策定する地域福祉計画の達成に資するため、各市町を通ずる広域的な見地から、市町の地域福祉の支援に関する事項として一体的に定めるもの。
- また、滋賀県基本構想を上位計画とし、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン等の分野別計画と整合性および連携を図りながら定めるもの。

### 3. 計画の期間

令和 3 年度 (2021 年度) から 7 年度 (2025 年度) (5 年間)

### 4. 策定スケジュール

令和 2 年 8 月 社会福祉審議会 (諮問)  
令和 3 年 2 月 常任委員会 (骨子案の説明)

---

令和 3 年 5 月 審議会委員長から知事に対して、計画案を答申  
常任委員会 (素案の報告)  
6 月 県民政策コメント < 1 か月間 >、市町意見照会  
9 月 常任委員会 (最終案の報告)  
10 月 計画策定